

(問38) 選挙費をどこまでみればよいか。

(答)

総務省とも協議確認するが、選挙の方式によって異なるため、必要な額は計上されたい。

(問39) 制度発足時(平成20年4月)、職員給与等の支払のため、分賦金が間に合わない恐れがある。借入で対応することになるか。

(答)

広域連合ごとの対応になるが、福岡県介護保険広域連合でも発足時、同じ問題があり、分賦金を支払等に間に合うよう、4月中旬に必要分を集めて対応したことである。

(問40) 平成19年度に市町村でも特別会計が必要になるのか。

(例えば、平成20年3月の受給者証発送等の準備業務で支出があるため。)

(答)

一般会計で対応している例が多いと聞いている。

(問41) 診療報酬審査支払事務の委託(法70条関係)について、支払基金と国保連合会のいずれに委託するかの判断は、国のQ&A(7月18日:問25)において、「個々の広域連合において判断すべき事項」との回答であるが、各県によりばらつきができると混乱をきたすので、国保同様の基本方針(昭和34年1月27日保発第4号)を示されたい。

(答)

お見込みのような基本方針等を示す予定はない。

(問42) 共通経費の使途は、人件費、賃借料、光熱水費、事務用品・備品購入等が考えられますが、その範囲はどこまででしょうか。

平成19年度末に予定される被保険者証の作成、交付に要する費用は、共通経費で賄うように考えるべきでしょうか。

(答)

共通経費については、保険給付以外のいわゆる事務的経費を想定している。被保険者証の作成等についても共通経費にて賄うものである。

(問43) システム導入スケジュールで平成19年4～6月頃ハードの調達・設置、ソフトのインストール 平成19年7～10月頃運用試験 住基・所得情報の提供は平成19年10月になりますが、各区市町村でその前に個人情報審議会等に諮り条件を整えておく必要がありますが、このための資料等(システム内容やセキュリティ)若しくは例文は、提示いただく予定がありますか。

(答)

「広域連合電算処理システム」に関する具体的なセキュリティ対策については、11月頃提示予定であるが、可能な限り前倒しで提示できるよう努力することとしたい。

(問44) 国から提供いただくシステムでは、広域連合と市区町村を結ぶ回線にLGWANを予定しているとありましたが、LGWANへの広域連合としての回線申込み等の手続きは、どのようにすればよろしいですか。また、その時期についてもご教示ください。

(答)

申し込み方法については、今後関係機関と協議することとしており、詳細が決まり次第、お示しすることとしている。

(問45) 今回の制度に関する電算システムについては、国が全国統一の仕様で作成し、各都道府県に配布することが予定されていると伺っております。このシステムが配布される場合、広域連合からお支払する経費は発生するのでしょうか。その金額と科目は何になるのでしょうか。平成19年度の分賦金に反映する可能性がありますので、ご教示いただきますようよろしくお願いします。

(答)

「広域連合電算処理システム」のソフトについては、広域連合に対し無償で提供する予定である。

(問46) 平成20年度以降も経常経費が発生し、その後、定期的にリプレースがあると思いますので、そのような計画についてもご教示をお願いします。

(答)

平成20年度以降における「広域連合電算処理システム」のシステム修正等に要する経費については、基本的には当該システムを使用する広域連合が負担するものと考えている。

(問47) 配布されるシステムのセキュリティ対策についても十分配慮いただいているとは思いますが、その辺の内容についてもご教示願いします。

(答)

「広域連合電算処理システム」に関する具体的なセキュリティ対策については、11月頃提示予定であるが、可能な限り前倒しで提示できるよう努力することとしたい。

(問48) 「広域連合電算処理システム」に関する仕様の提示は、いつ頃でしょうか。

(答)

「広域連合電算処理システム」に関する具体的な仕様については、11月頃提示予定であるが、可能な限り前倒しで提示できるよう努力するとともに、整理できた事項から順次提示することとしたい。

(問49) LGWANは、全地域にて必ず活用すべきでしょうか。

(答)

広域連合と市町村との間の接続は、基本的にはLGWANを活用することとしているが、市町村の個別事情に応じ、専用回線についても対応できるよう検討中である。

(問50) 電算関係業務の実施場所は決まっているのでしょうか。

(答)

電算関係業務の実施場所については、広域連合において決めていただくこととなる。

(問51) 各種サーバ及び端末といった電算機器は、補助の対象でしょうか。

(答)

広域連合、市町村に設置する電算機器の経費に関する措置については検討中である。

(問52) 広域連合と市町村・国保連との事務分担

現在示されている事務分担案の中での保険料徴収について

- ① 徴収システムについては、一定程度のもの(パッケージソフト)が提示されるのか。
- ② 既存の各市町村の収納消しこみシステムと独立したものとなるのか否か。
- ③ 賦課権限は連合長にあることから、保険料納入通知書の発送者は連合長と考えられるが、収納事務は市町村で行うことから、納入通知書の送付に当たり、通知書の中に収納する市町村表示が必要と考える。

(答)

- ① 提示しない。
- ② 既存の国保システムの流用も含めて検討していただきたい。
- ③ 納入通知書の発送は、市町村長である。実務上において、賦課決定通知と納入通知を1つにすることが考えられるが、具体的な方策については今後検討してまいりたい。

(問53) 現行の老人医療に係る事務と同様に、広域連合及び市町村が行う後期高齢者医療に係る事務も法定受託事務と考えてよろしいか。

(答)

広域連合及び市町村が行う事務については、自治事務である。(高齢者の医療の確保に関する法律第165条参照)

(問54) 県外からの転入者に対する被保険者の資格取得について、収入や税情報を受け取る必要があると思います。また、逆に提供する必要があります。その場合の統一的な方法や様式等について示されますか。

(答)

国保と同様の取扱いを想定している。

(問55) 高額療養費や標準負担額など、長期間に渡る医療給付により保険給付が発生する場合、各保険者から何の情報を引継ぐべきとお考えでしょうか(レセプトの引継ぎを考えるために必要です)。

① 旧制度の期間中における給付は区市町村が対応するので、広域連合は引継ぐ必要がない。

② 広域連合の被保険者に移行した場合は、旧制度期間中の給付についても引継ぐので、給付情報を引継ぐ必要がある。この場合は、最低何ヶ月分(何年分)のレセプトの引継ぎが必要ですか。

③ 高額療養費等の受給者であるという個人情報のみ引継ぎ、給付は区市町村が対応するので、レセプトの引継ぎは不要である。

④ ①から③について、75歳に到達した場合はどうなりますか。特に、月の途中で広域連合に引継ぐ場合は、レセプトの引継ぎなど、非常に煩雑な対応になり、医療機関も含めて、間違いが生じやすくなることが懸念されます。

⑤ 75歳の年齢到達とともに、日次で保険制度を切り替わることに変更はありませんか。

⑥ 保険組合等から本人が脱会し、広域連合に切り替わった後でも資格のみ残し、家族は引き続き前保険の加入者になるという見解が示されていますが、その場合は擬制世帯のようになり、家族分の保険料は前保険者に支払うということでよろしいでしょうか。

(答)

①から③については、③のとおりである。

④については、制度が異なるため、原則として引継ぎ事項はない。

⑤については、お見込みのとおり。

⑥については、平成18年7月18日付高齢者医療制度に関するQ&A問16、17参照。

(問56) 老人保健の加入者は、そのまま申請なしで後期高齢者医療制度に引継がれますか、登録済みの口座や提出済みの申請書も引継いでよろしいでしょうか。

(答)

引き継がれる情報については、現在検討中である。ただし、登録済みの口座や提出済みの申請書については、老人保健制度において提出されたものであるので、老人保健制度で保管することになる。

(問57) 区市町村が行う窓口事務の事実行為について、ご質問します。

たとえば、保険証の即時交付ですが、住民からの申請に応じて区市町村が行うこととなっています。

この場合、申請の受理後、データを広域連合に送信した上での対応となります。広域連合が可否の判断を行うには、所得判定も含めると時間を要すると思われます。

そこで、区市町村が窓口で申請を受理し、その場で、交付の可否を判定することまで含めて、事実行為として考えているのでしょうか。

それとも、瞬時に可否を決定する電子システムが構築されるのでしょうか。なお、システムは構築してあっても、個人情報のオンラインが実現しない限り事実上困難と考えられるため、やはり区市町村が判断できるということでよろしいでしょうか。

なお、この行為は行政法上の確認だと思われますが、区市町村が事実行為として判定した時点で、効力が発生していると考えてよろしいでしょうか。

(答)

市町村が行うのは被保険者証の引渡しの事務であり、交付の可否は広域連合の判断によるものである。

(問58) 高齢者の医療の確保に関する法律第52条第1号の規定により、後期高齢者医療の被保険者資格の取得時期は、75歳に達したときとされている。

年齢計算に関する法律の第2項において準用する民法第143条の規定により、ある者の年齢は、その者の誕生日の前日の午後12時に加算されるものとされているが、このことをもって、75歳の誕生日の前日をもって後期高齢者医療の被保険者資格を取得すると考えてよろしいか。

(答)

現行の老人保健法においては、年齢計算に関する法律を適用しておらず、同法第二十五条第一項における「該当するに至った日」とは、同条第一号においては誕生日当日となる。高齢者医療確保法においても同様の取扱いをすることとしている。

(問59) 償還払いの審査・支払、葬祭費の支給について現金窓口払いは想定されていないのでしょうか。「総務課老人医療企画室説明用資料P65、66」には、この点について説明がないように思われます。口座振込ができない被保険者等についての対応についてお伺いいたします。

なお、国保で窓口払いになる例は次のとおりです。

- ①口座振込先として郵便局を除外している場合
- ②未納があり市町村が保険料と相殺する場合
- ③口座を開設していない又はどうしても現金での支払を希望する場合

(答)

窓口での現金払いは想定していないが、地方自治法第二百三十二条の五の規定による隔地払い等が考えられる。

(問60) 不均一保険料の特例における「無医地区」とは、へき地保健医療計画にいう無医地区を想定しているのか。そうであれば、同一市町村内でも地域によって保険料が異なることとなるがそれでよいのか。

(答)

離島等の特例(恒久措置)は、地域単位の特例であり、その地域については、「無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ、医療機関へのアクセスが困難である地域」とする方向で考えている。

(問61) 後期高齢者医療制度においては、広域連合が課する保険料を市町が徴収することになるが、市町間で徴収率にばらつきが生じることが予想される。

この場合、徴収率の低い市町に対する指導は、県が行うのか、広域連合が行うのか。

また、保険料の不足分は借入金(財政安定化基金からの貸付金)により対応することになるが、償還に要する費用は広域連合が賦課する保険料により財源確保することになるため、不公平感が生じると思われる。

徴収率の低い市町は、やむを得ない場合を除き、当該徴収率低下に伴う財源不足分を一般会計からの繰り出しを想定しているのか。

(答)

高齢者医療確保法第133条の規定により、必要な助言を都道府県がすべきものである。また、地方自治法第291条の7の規定により、後期高齢者医療に係る広域計画に関し、広域連合が構成市町村に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

なお、保険料不足については最終的には広域連合が保険料率を引き上げることにより対応することとなる。

(問62) 6月20日付けの国保新聞の記事(2面・「成立した改正健保法等の概要」)に、後期高齢者医療の保険料の特別徴収について、「ただし介護保険料と合わせた保険料が年金支給額の2分の1を超えるケースでは、介護保険が優先となることから、後期高齢者保険料は普通徴収となる。」とあるが、この記事にあるとおり、介護保険料と合わせた保険料が年金支給額の2分の1を超えるケースであっても、介護保険料だけでは年金支給額の2分の1を超えない場合は、介護保険料のみが特別徴収となり、後期高齢者医療の保険料は普通徴収となると考えてよろしいか。

(答)

お見込みの通り。

(問63) 保険料徴収事務は市町村事務であり、保険料額通知書、督促状及び催告書については、市町村条例に基づき市町村長名で発行すると考えてよろしいかどうか。

(答)

納入通知書、督促状、催告書については、市町村長名にて発行するものである。

(問64) 保険料の算定時期は、仮算定、本算定が想定されていますが、将来的に本算定1本に絞ってよろしいですか。

(答)

政令で定める基準に従って、各広域連合において判断していただきたい(高齢者の医療の確保に関する法律第115条参照)。

(問65) 保険料の算定を本算定1本にした場合、保険証の有効期限を例えば1年半に延ばすこともできますか。

(答)

有効期限については、広域連合の条例で定めることになるが、収入判定の時期の手続の検討が必要になる。

(問66) 平成19年度の住民税フラット化を控えて、税制改正の少ない保険料の算定方式を採用することが検討されています。

平成20年度からの保険料賦課に当たり、住民税額を踏まえた算定を考えているかどうか、その際、フラット化に対する負担のあり方をどう考えているのか、教えてください。

(答)

「旧ただし書き方式」を基準とすることとしている。

(問67) 広域連合設立準備経費にかかる老人医療費適正化推進費補助金について  
補助金の流れとして受領にかかる代表市(町)の予算化が必要であるが、歳入は国庫補助1千万円、歳出の科目は広域連合準備委員会に対する補助金として1千万円とし、広域連合準備委員会では事業費が2千万円であった場合、補助金1千万円を除く財源は、市町村から準備委員会へ負担金として納付するものと理解しているが、この流れでよいのでしょうか。

なお、受領代表市から準備委員会への補助金交付に際し、補助金交付要綱の制定が必要とおもわれますので準則を提示いただきたい。

(答)

貴見のとおり。

(問68) 後期高齢者医療広域連合が行う保健事業については、努力義務とはいえ、その所要経費等については、今後、広域連合の予算等を検討するうえで、重要な検討項目になると思われる。当該保健事業の内容や実施体制等については、7月18日付け事務連絡によるQ&A中、問48の答2に記載されている「後期高齢者の保健事業の実施に係る指針」の中で明らかにされることであるが、この指針が示される時期はいつ頃を予定しているか。また、当該指針において示される内容はどのようなものを想定しているか。

(答)

指針の原案については平成19年1月目途でお示しする予定であり、正式な告示については平成19年4月目途で発出予定である。内容については、検討中である。

(問69) 後期高齢者医療広域連合が行う保健事業については、市町村等への業務委託が想定されているが、国保連や保険者協議会等も委託先として考えられるか。

(答)

保健事業の適切な実施が可能であれば、委託先として考えることも可能である。

(問70) 各保険者に特定健康診査等の実施が義務付けられることとなるが、後期高齢者医療広域連合については、特定健康診査等の実施義務(又は努力義務)は課されていないとの理解でよろしいか。

(答)

お見込みの通り。

(問71) 高齢者医療確保法第155条第1項は「次に掲げる業務を行う。」として、委託を受けて行う広域連合の審査支払いをあげています。同法70条に支払基金と国保連合会が委託先として並列にあげてあるので、あくまでも委託先として受ける可能性を想定して規定してあると考えて良いでしょうか?

同条第2項は「できる」規定で第3者加害の賠償金を規定しています。

この二つの規定の「業務を行う」と「業務を行うことができる」の違いは何でしょうか?

(答)

平成18年7月18日付高齢者医療制度に関するQ&A問25参照。

後段については、審査支払事務については、すべての国保連が委託を受けることができるため、国保連の業務についても委託を受けた場合には「業務を行う」と規定しているが、第三者求償については、委託をすることのできる国保連の要件を省令で定め、その要件を充たした国保連に限り委託を受けることができることから、国保連の業務についても「できる」規定としたものである。

(問72) 3月の課長会議資料に、「<対象者数>75歳以上の後期高齢者約1,300万人」と記載してありますが、この1,300万人には、65歳以上75歳未満の障害による対象者は含まれていますか。もし含まれていない場合、含めた場合は何万人になりますか。

(答)

障害認定者を含んだ人数である。障害認定者数は約100万人である。

(問73) 3月の課長会議資料に、一人当たり保険料は年6.1万円と記載してありますが、これは平成20年度のみの4月～2月ベースの11箇月分給付に対する保険料でしょうか。

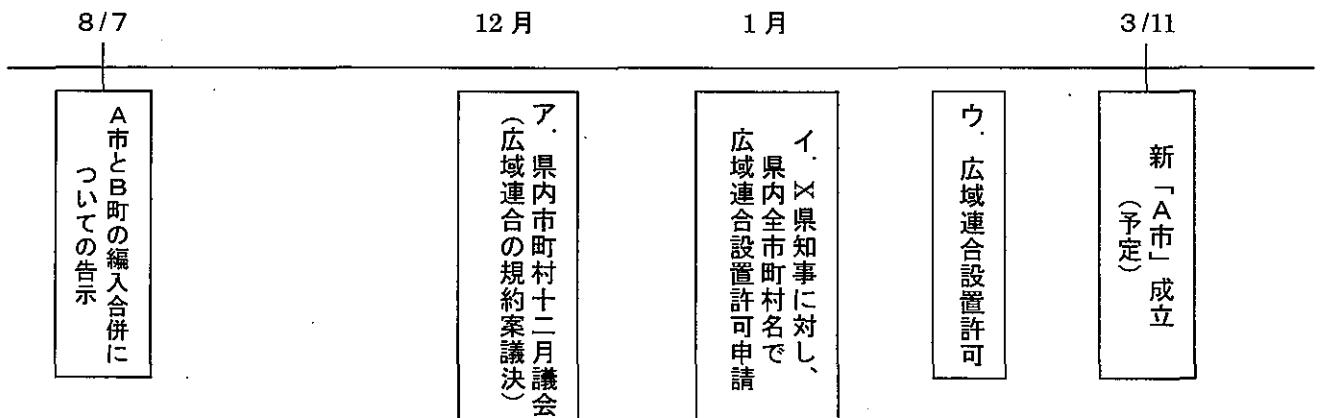
また、同じように、7月の説明会資料に全国の保険料は0.8兆円と記載してありますが、これも11箇月分給付に対する保険料でしょうか。

(答)

ご指摘の数字については、平成20年度(12か月分)の給付費を試算したものである。なお、実際の保険料の算定に当たっては、20年度の給付費については4～2ベースで見込むこととなる。

○ 市町村合併が生じる場合について

- ・ A市、B町、C町が合併を予定している。
- ・ A市とB町については、総務省告示により平成19年3月11日以降にA市がB町を編入する形で合併されることが決まっている。
- ・ A市とC町においては、現時点(8月14日現在)において、平成19年3月11日付にてA市がC町を編入する形で合併する形で、知事に申請中である。



<広域連合設立に係る通常想定される流れ>

- ア. 県内各市町村の12月議会において、広域連合規約案の議決を行う(地自法284③)。
- イ. X県知事に対し、広域連合設置許可申請を行う(地自法284③)。
- ウ. X県知事より、広域連合設置許可が下りる(地自法284③)。
- エ. 規約変更及び構成団体の変更に関し、構成市町村議会の議決を得る(地自法291の3①、291の11)。
- オ. 新「A市」成立後、規約変更の許可申請(地自法291の3①)及び構成団体の減少の許可申請(地自法291の3①)をX県知事に行う。

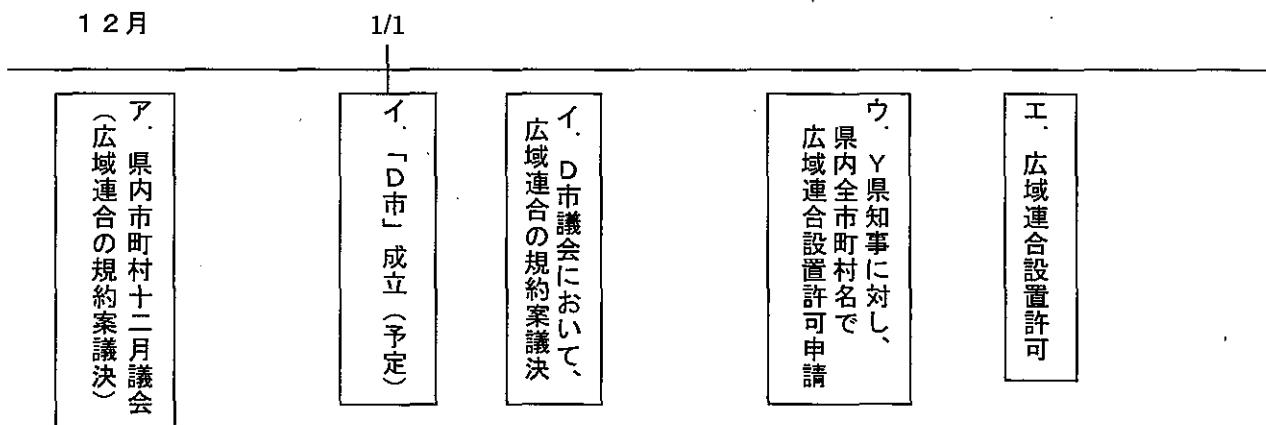
広域連合設立の流れについては、概ね上記のとおりであると思われるが、

- ① 上記アにおいて、規約の構成団体を「広域連合は、X県内の全市町村をもって組織する。」として、B町、C町において議決を得ず、上記エ及びオの手続を省略してもかまわないか。

(答)

B町、C町において議決を得る必要があり、エ及びオの手続の省略することはできない。

- ・ D町、E村が合併を予定している。
- ・ 合併方式は新設合併であり、新市名は「D市」、合併期日は平成19年1月1日を予定している。



<広域連合設立に係る通常想定される流れ>

- ア. 県内各市町村の12月議会において、広域連合規約案の議決を行う（地自法284③）。
- イ. 平成19年1月1日付、「D市」が成立し、D市において広域連合規約案の議決を得る（地自法284③）。
- ウ. Y県知事に対し、広域連合設置許可申請を行う（地自法284③）。
- エ. Y県知事より、広域連合設置許可が下りる（地自法284③）。

広域連合設立の流れについては、概ね上記のとおりであると思われるが、

- ① 上記アにおいて、1月1日に消滅するD町、E村においても、12月議会での議決は必要となるのか。（合併特例法第十四条第一項の適用はないと思われるが。）
- ② 上記アにおいて、規約の構成団体の記載について、12月議会の時点ではD市は存在していないことから、「構成市町村を別表に記載する方式ではなく、「広域連合はY県内の全市町村をもって組織する。」という記載しかないと思われるが如何。」
- ③ 上記ウについて、Y県知事に対する広域連合設置許可申請は、「D市」としてD市

(答)

- ① D町、E村においての議決は不要である。
- ② 「広域連合はY県内の全市町村をもって組織する。」以外には、Y県内市町村の中で、最も早い12月議会の議案提出日よりも前に合併の告示が出ていれば、別表に記載する方式をとり、当該別表において「D市」の記載をすることも可能である。
- ③ お見込みのとおり。

- ・ Z県F町とG町が平成19年3月31日付の新設合併を予定しており、合併後の町名は「H町」を予定している。

12月

1月

3/31

ア  
（  
県内市町村十二月議会  
）  
（  
広域連合の規約議決  
）

イ  
Z県知事に対し、  
県内全市町村名で  
広域連合設置申請

ウ  
広域連合設置許可

H町成立  
(予定)

#### <広域連合設立に係る通常想定される流れ>

- ア. 県内各市町村の12月議会において、広域連合規約案の議決を行う（地自法284③）。
- イ. Z県知事に対し、広域連合設置許可申請を行う（地自法284③）。
- ウ. Z県知事より、広域連合設置許可が下りる（地自法284③）。
- エ. 規約変更及び構成団体の変更に関し、構成市町村議会の議決を得る（地自法291の3①、291の11）。
- オ. H町成立後、規約変更の許可申請（地自法291の3①）及び構成団体の減少の許可申請（地方自治法291の3①）をZ県知事に行う。

- ①H町成立後、地方自治法上定められた上記エ、オの手続を進めていくことによろしいか。

（答）

- ① お見込みのとおり。